

平成21年度 第2回全国健康保険協会愛知支部評議会議事録

日時：平成21年7月23日（木） 午後3時～午後5時

場所：全国健康保険協会愛知支部 5階会議室

出席者：大谷津評議員（議長） 後藤評議員、永池評議員、中根評議員、服部評議員、
林評議員、前田評議員（五十音順）

欠席者：岩村評議員、高橋評議員

事務局側出席者：広瀬支部長、山田企画総務部長、田中健康保険業務・サービス部長
南業務改革・サービス推進グループ長、西原リーダー、井上、加藤

【報告事項】

1. 前回評議会議事録について
平成21年度第1回評議会議事録を確認した。
2. 平成20年度決算について
標記について資料1-1、1-2、1-3、1-4、及び参考資料に基づき事務局より説明があり、
質疑応答の後、愛知支部評議会としての意見を付し、支部長の回答を求めることとした。
3. 都道府県単位保険料率への移行に向けた広報について
資料2-1に基づいて事務局より説明があった。
4. 健康保険証の切替えについて
資料2-2に基づいて事務局より説明があった。
5. 協会けんぽにおけるジェネリック医薬品の使用促進のための取組み状況について
資料2-3に基づいて事務局より説明があった。
6. 平成21年度のパイロット事業の概要
資料2-3及び参考資料2に基づいて事務局より説明があった。
7. 中央社会保険医療協議会等（平成21年度）について
資料2-5に基づいて事務局より説明があった。

【その他事項】

1. 議事に入る前に、広瀬支部長より8月からの職員配置について説明があった。
2. 議事終了後に事務局より次回評議会の開催予定（10月頃の開催）が伝えられた。

【質疑応答抜粋】

< 報告事項2に関連して >

- Q. 平成20年度決算は、協会けんぽ設立の10月から半期の評価だが、4月からの通期の評価はどう考えるか。（服部評議員）
- A. 上期の数字は、国の決算により例年8月頃に出る。国の数字が出た段階で、協会けんぽとしては、一年のものを判断し今後の計画を立てないといけないと認識している。

Q. 保険給付費の支出額が予算を 803 億円超えている。要因は何か。また、協会けんぽ設立後とそれ以前の上半期と比較して、傾向に違いはあるのか。(服部評議員)

A. 医療機関メディアス(医療情報)によると、国民医療費全体が6%上がっており、要因の一つと考える。昨年度の傾向は、上半期分の国の数字が出た時点で、年間の医療費全体を見て、協会けんぽの方の流れが大きいのかどうか検証しないといけない。

Q. 組合健保が解散し協会けんぽへ引き継いだ際、資産や負債の承継ルールはあるのか。(大谷津議長)

A. 負債の場合には、診療報酬明細書を払うことが大きな金額となる。この金額が確定するのは二月遅れの形だが、厚労省が解散認可を出す際に、そこを見越した金額を協会けんぽが受け取ると理解している。

Q. 本部(全体)での決算は出ているが、支部(都道府県)ごとの財務状況が分からない。(大谷津議長)

A. 愛知支部の数字が出すよう本部へ強く要望を出している。回答はまだ来ていない。

Q. 都道府県単位の保険料率へ移行されるわけで、支部の努力が見えるよう、支部単位の収支が示され、それに対して議論すべきである。(後藤評議員)

A. 本部の担当者でも、来年度以降はなんらかの検討をしないといけないとの認識をもっている。

Q. 『事業報告書』にある「各支部の運営状況」と「都道府県支部別の収支の状況」において、例えば愛知県の保険給付費の項目では 9,920 百万円の違いがある。この数値はどちらが正しいのか。(後藤評議員)

A. それぞれの対象月に違いがある。「各支部の運営状況」では20年10月から21年3月までの6カ月間、「都道府県支部別の収支の状況」では決算の関係から、20年8月から21年2月までの7カ月間で算定されている。

(評議員より意見)

- ・ 『事業報告書』にある総括と課題から、今後協会けんぽとしてどこに重点をおいて運営していくのか。総括のポイントをまとめると明確になる。(服部評議員)

<報告事項6に関連して>

Q. 具体的な対象者数、時期、効果測定(まとめ)はどのようなタイムスケジュールで実施されるのか。(服部評議員)

A. 今年度の対象者数は120名、時期は11月頃から2月、効果測定は2月末に実施する。

- Q. 今年度のパイロット事業として実施したうえで、来年度はどのように方向づけていくのか。(服部評議員)
- A. 2月末の効果測定でアンケートを実施し、運動するきっかけや効果へ繋がると分かれば、支援ツール(DVD)をもとに全国展開を想定している。

<その他>

(評議員より意見)

- ・支部(都道府県)から本部へ出した意見について、どのように取り扱われているのか。意見が出しっ放しなのか、それとも何らかの反映がされているのか。出した意見の進捗が見えるようにして頂きたい。(服部評議員)

(評議会としての意見)

【平成20年度決算に関する意見】

1. 愛知支部評議会は、平成20年度決算の愛知支部に関わる部分について、全国健康保険協会定款第31条および第44条の規定に従って、「あらかじめ」意見を言う立場にある。「あらかじめ」とは、「平成20年度決算を協会として決定し所管大臣に提出する前に」という意味のはずである。しかし今回は、事前に意見を表明する機会が与えられなかった。支部評議会の意見を聴くことなしに決算報告書を所管大臣に提出してしまい、その承認を受けたものについて事後的に意見を聴取することは、定款第31条の規定に抵触しており、支部評議会の立場をないがしろにするものと言わざるを得ない。
2. 愛知支部の財務及び事業の状況を示す資料として提出されたもの(「都道府県支部別の収支の状況」)は、愛知支部の損益の状況を明らかにするというよりは、むしろ隠してしまっていると言わざるを得ない。支部の支出をそのまま収入として計上することが、支部の損益の状況をどういう意味で明らかにすることになるのか、まったく理解できない。本来、収入としては、愛知支部の被保険者および事業主から徴収された保険料収入の実額を記載すべきである。また支出についても明細を示した上で、愛知支部における収支差を開示し、正確な財務状況を被保険者と事業主に説明する責任がある。
3. 健康保険法第160条の2の規定に従って、協会は毎事業年度末に準備金を積み立てなければならないが、そのうち愛知支部の被保険者が分担保有する準備金の額が決算報告書では明らかにされていない。この愛知支部が分担保有する準備金の額は、健康保険法第160条第3項第3号において、愛知支部の保険料率決定の際に考慮すべき要素として定められているので、愛知支部評議会としてはこの額の開示を求める。

以上